

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 こども育成部こども政策課

番号 10

許認可等の内容		養育医療の給付
根拠法令及び条項		母子保健法第 20 条第 1 項 母子保健法第 6 条第 6 項 母子保健法施行規則第 9 条第 1 項
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市養育医療に関する規則第 2 条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>○対象者 茅ヶ崎市に居住する 1 歳未満の未熟児で、都道府県知事等が指定する指定養育医療機関において医師が必要と認め、入院養育を受けている者</p> <p>○対象となる症状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生体重 2,000 グラム以下 ・ 次のいずれかの症状を示すもの 運動不安・痙攣、運動異常、体温が摂氏 34 度以下、以上に強い黄疸、呼吸器・循環器・消化器系症状
	参考事項	
	設定等年月日	平成 25 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 14 日
	設定等年月日	平成 25 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)